

平成20年11月13日

原子力発電所における定期安全管理審査の評定結果の通知について

電気事業法第55条第6項で準用する第50条の2第5項の規定に基づき独立行政法人原子力安全基盤機構から審査結果の報告のあった下記の定期安全管理審査について、同法第55条第6項で準用する第50条の2第6項の規定に基づき評定を実施し、本日、別紙のとおり評定の結果を通知しましたのでお知らせします。

- ・ 関西電力(株)高浜発電所第1号機第4回定期安全管理審査
- ・ 関西電力(株)美浜発電所第2号機第3回定期安全管理審査
- ・ 関西電力(株)大飯発電所第1号機第4回定期安全管理審査
- ・ 関西電力(株)高浜発電所第3号機第4回定期安全管理審査
- ・ 北海道電力(株)泊発電所第2号機第4回定期安全管理審査
- ・ 東京電力(株)福島第一原子力発電所第4号機第3回定期安全管理審査

独立行政法人原子力安全基盤機構の定期安全管理審査結果報告書については、下記 URL をご参照下さい。

<http://www.jnes.go.jp/katsudou/topics2008.html>

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院原子力発電検査課長 山本

担当者：須之内、小林

電話：03-3501-1511(内線 4871)

03-3501-9547(直通)

(別紙)

・関西電力(株)高浜発電所第1号機第4回定期安全管理審査

(1) 評定の結果

A：当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。

(2) 評定の結果の理由

平成20年9月22日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められず、また、改善が必要とされる事項も文書審査及び実地審査を通じて確認されなかったとしている。

機構は、以上のことや、当該号機の審査において、機構の審査員からの質問及び確認事項について、真摯に対応し、改善に向けた検討にも取り組んでおり、不適合事象に対しても、不適合・是正処置票を速やかに発行するなど積極的な活動が行われていることなどから、同発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査は自律的かつ適切な体制で実施されていると評価されるとしている。

当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に行い得ると判断する。

・関西電力(株)美浜発電所第2号機第3回定期安全管理審査

(1) 評定の結果

A：当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。

(2) 評定の結果の理由

平成20年9月22日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められず、また、改善が必要とされる事項も文書審査及び実地審査を通じて確認されなかったとしている。

機構は、以上のことや、当該号機の審査において、機構の審査員からの質問及び確認事項について、真摯に対応し、改善に向けた検討にも取り組んでおり、不適合事象に対しても、同発電所において直ちに水平展開を行うなど積極的な活動が行われていることなどから、同発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査は自律的かつ適切な体制で実施されていると評価されるとしている。

当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に行い得ると判断する。

・関西電力(株)大飯発電所第1号機第4回定期安全管理審査

(1) 評定の結果

A：当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。

(2) 評定の結果の理由

平成20年9月26日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められず、また、改善が必要とされる事項も文書審査及び実地審査を通じて確認されなかったとしている。

機構は、以上のことや、当該号機の審査において、機構の審査員から出されたコメントや確認事項について改善に向けた検討をしており、不適合事象に対しても、不適合・是正処置票を速やかに発行するなどの活動が行われていることなどから、同発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査は自律的かつ適切な体制で実施されていると評価されるとしている。

当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に行い得ると判断する。

・関西電力(株)高浜発電所第3号機第4回定期安全管理審査

(1) 評定の結果

A：当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。

(2) 評定の結果の理由

平成20年9月26日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められず、また、改善が必要とされる事項も文書審査及び実地審査を通じて確認されなかったとしている。

機構は、以上のことや、当該号機の審査において、機構の審査員から出されたコメントや確認事項について改善に向けた検討をしており、不適合事象に対しても、不適合・是正処置票を速やかに発行するなどの活動が行われていることなどから、同発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査は自律的かつ適切な体制で実施されていると評価されるとしている。

当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に行い得ると判断する。

・北海道電力(株)泊発電所第2号機第4回定期安全管理審査

(1) 評定の結果

A：当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。

(2) 評定の結果の理由

平成20年9月26日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められず、また、改善が必要とされる事項も文書審査及び実地審査を通じて確認されなかったとしている。また、同発電所の先行審査号機の審査において、改善すべきと判断され是正処置が確認できなかった事項についてフォローアップを行い、是正処置が実施されていることを確認したとしている。

機構は、以上のことや、当該号機の審査において、定期事業者検査の実施要領について、検査における改善または検討の必要性を自ら判断し、その反映を確実にする仕組みを作り、検査要領書への反映を行っていることが認められたことなどから、同発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査は自律的かつ適切な体制で実施されていると評価されるとしている。

当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に行い得ると判断する。

・東京電力(株)福島第一原子力発電所第4号機第3回定期安全管理審査

(1) 評定の結果

A：当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。

(2) 評定の結果の理由

平成20年10月3日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められず、また、改善が必要とされる事項も文書審査及び実地審査を通じて確認されなかったとしている。

機構は、以上のことや、当該号機の審査において、定期事業者検査は「検査長期計画」のとおりを実施され、また、定期事業者検査における安全処置は作業管理システムを用いて作成した「作業票」により設備管理部署と綿密に連携して実施され、さらに検査期間中に発生した不適合は適切に処理され、安全を最優先とした保守管理体制の継続的な改善に向け努力の姿勢が確認できたことなどから、同発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査は自律的かつ適切な体制で実施されていると評価されるとしている。

当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に行い得ると判断する。

(参考)

原子力発電所における定期安全管理審査制度の概要

1. 経緯

原子力発電所における一連の不正問題を踏まえ、平成15年10月1日に施行された電気事業法の改正により、定期事業者検査が設けられ、事業者は、原子力発電設備を定期的に検査し、技術基準への適合性を確認するとともに、その結果を記録・保存することが義務付けられた。

また、原子力安全基盤機構(以下「機構」という)が定期事業者検査の実施に係る体制を審査するとともに、国がその結果に基づいて総合的な評定を行う定期安全管理審査制度が併せて創設された。

2. 定期安全管理審査の実施

定期安全管理審査では、機構が定期事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程の管理、検査に係る教育訓練などが、品質保証及び保守管理に関するルール(JEAC4111-2003, JEAC4209-2003等)を満たしているかについて、抜き打ち的手法も用いた文書及び現地の確認を行うことにより、審査を実施している。

審査結果については、経済産業大臣へ通知される。

3. 審査結果に基づく評定

国は、機構から通知を受けた定期安全管理審査の結果に基づいて、次の三段階で評定を行い、審査を受けた事業者へ通知する。

A: 当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。

B: 当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。

C: 当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得るために、相当程度改善すべき事項がある。

4. 評定の結果によるインセンティブ

本制度では、評定の段階に応じ、次回の定期安全管理審査の実施項目を増減させるなどのインセンティブ規制を行い、定期事業者検査の信頼性・透明性を確保するとともに、事業者の安全確保の取り組みを促す。